

森林・農林道に関する手続きについて

- ※森林の木を伐採するときや、売買・相続・贈与等により森林を新たに取得したときは農林水産課で手続きが必要です。
- ※森林とは登記上の地目によらず、都道府県等が作成する地域森林計画の対象となっている地域です。現状が森林の場合は対象となる可能性が高いのでご相談ください。
- ※工事等で大型車両が頻繁に通行する場合など、農道や林道の保全上、書類を提出していただく場合があります。

その1 森林の木を伐採するとき

個人で所有する私有林であっても、主伐・間伐といった主林木の伐採をする際は、その作業を行う90日～30日前までに市町村長に「伐採及び伐採後の造林の届出」をすることが森林法で定められています。(保安林の場合は地域振興局へ提出)

【必要書類】

- ・伐採及び伐採後の造林の届出書
- ・位置図
- ・森林計画図

その2 森林を取得したとき

個人、法人によらず、売買・相続・贈与などにより森林を取得した場合は、所有者となってから90日以内に「森林の土地所有者届出書」の提出が必要です。

【必要書類】

- ・森林の土地所有者届出書
- ・位置図
- ・権利を取得したことがわかる書類（登記事項証明書等）

その3 森林整備の補助金の申請をするとき

岡谷市に山林を所有する個人・団体が、森林造成事業（新植、下刈、除伐等）を0.1ha（1,000平方メートル、約300坪）以上行う場合、補助金の対象となる場合があります。
施業開始前に農林水産課へお問い合わせください。

その4 農道・林道を大型車で頻繁に通行するとき

工事等のため、大型車両により農道や林道を頻繁に通行する場合、管理上、必要に応じて「道路使用許可申請書」を提出いただいています。
事前に農林水産課へお問い合わせください。